

継 続

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付)
警 察 大 学 校 長

警察庁丙交指発第12号
令和6年3月15日
警察庁交通局長

交通事故に係る被害者支援の一層の推進について（通達）

見出しの件については、「交通事故に係る被害者支援の一層の推進について」（平成25年4月16日付け警察庁丙交指発第10号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、都道府県警察本部（以下「本部」という。）の交通事故事件捜査担当課に被害者連絡調整官等を設置し、交通事故の被害者又はその遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対する被害者支援の一層の推進に努めているところであるが、この度、原議保存期間満了に伴い、下記のとおり新たに通達することとしたので、各都道府県警察にあっては、交通事故被害者等に対する適切な被害者連絡について、一層の推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 被害者連絡の確実な実施に係る体制の強化

被害者連絡の対象となる重大事故事件のうち、死傷者多数の場合、危険運転致死傷罪等に該当する場合、一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがある場合、交通事故被害者等から捜査に対する苦情や要望を受けた場合等、被害者連絡において組織的な対応が必要と認められる事案（以下「重大特異事案等」という。）については、早期に警察本部長等の指揮を受け、組織的かつ斉一な被害者連絡が実施される体制を確立すること。

(1) 被害者連絡調整官の設置

本部の交通事故事件捜査担当課に、次により、被害者連絡調整官を設置するものとする。

ア 要件

被害者連絡調整官は、交通事故被害者等に対する被害者連絡の経験が豊富な警視又は警部の階級にある者で、「緻密な交通事故事件捜査の推進について（通達）」（平成31年2月28日付け警察庁丙交指発第13号ほか）に定める交通事故事件捜査統括官以外の者をもって充てるものとする。

なお、被害者連絡調整官は、兼任でも可とする。

イ 任務

- (ア) 交通事故被害者等に対する被害者連絡の総括に関すること。
 - (イ) 重大特異事案等発生の際における被害者連絡に係る指揮、本部の犯罪被害者支援担当課を始めとする関係各課と連携調整を図ること。
 - (ウ) 高速道路交通警察隊、交通機動隊が事故事件の捜査を担当する場合は交通機動隊及び警察署（以下「警察署等」という。）の被害者連絡責任者に対し、交通事故被害者等に対する被害者連絡に関する指導を行うこと。
 - (エ) 交通事故被害者等に対する被害者連絡における説明内容及び説明方法について必要に応じ担当検察官と協議を実施するとともに、当該協議結果に基づき警察署等の被害者連絡責任者に対し指導を行うこと。
 - (オ) 適切な被害者連絡の実施に資する教養を企画・立案するとともに、警察署等の被害者連絡責任者に対して教養を行うこと。
- (2) 被害者連絡調整官補佐の設置

本部の交通事故事件捜査担当課に被害者連絡調整官補佐を設置するものとする。

ア 要件

被害者連絡調整官補佐は、交通事故被害者等に対する被害者連絡の経験が豊富な警部又は警部補の階級にある者をもって充てるものとする。

なお、被害者連絡調整官補佐は、兼任でも可とする。

イ 任務

- (ア) 重大特異事案等発生の際に現場臨場し、交通事故事件捜査統括官と連携を図りながら、事案の概要を把握し被害者連絡調整官に速報するとともに、発生警察署等の被害者連絡責任者に対し、被害者連絡に係る助言・指導を行うこと。また、被害者連絡調整官の指揮を受け、必要に応じ自ら被害者連絡を行うこと。
 - (イ) 被害者連絡調整官の指揮を受け、警察署等における被害者連絡実施状況について点検・検証すること。
 - (ウ) 警察署等の交通専務員等に対して、適切な被害者連絡に資する教養を行うこと。
- (3) 交通事故事件捜査統括官との緊密な連携

被害者連絡調整官及び被害者連絡調整官補佐（以下「被害者連絡調整官等」という。）は、交通事故に係る被害者連絡の推進に当たって、交通事故事件捜査統括官と緊密な連携を図るものとする。

2 交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡に係る教養の推進

(1) 被害者連絡調整官等による教養

被害者連絡調整官は、交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡を推進するため、各都道府県警察の実施する交通任用科教養、交通事故捜査専科教養等において、適切な被害者連絡の実施方法についての教養を推進するとともに、定期

的に警察署等の被害者連絡責任者を招致して、適切な被害者連絡の推進に関する教養を実施すること。

被害者連絡調整官補佐は、業務指導等の機会を捉えて積極的に警察署等に赴き、交通専務員等に対し、交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡の重要性、被害者連絡制度の趣旨等についての教養を強化すること。

(2) 交通事故被害者等による講話の実施

被害者連絡調整官は、警察署等の被害者連絡責任者等に対し、交通事故被害者等による講話や被害者連絡担当者やカウンセラー等による経験談を聴講させるなど、交通事故被害者等の心情を直接理解する機会を設けること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成31年2月28日

(有効期間：平成36年3月31日)